

2004年10月25日

「動脈硬化性疾患診療ガイドライン 2002年版」に関する公開質問書へのご回答について

薬害オンブズパーソン会議  
代表 鈴木利廣

〒162-0022 東京都新宿区新宿1-14-4 AMビル4 階  
電話03(3350)0607 FAX03(5363)7080

e-mail yakugai@t3.rim.or.jp

http://www.yakugai.gr.jp

「動脈硬化性疾患診療ガイドライン 2002年版に関する公開質問書」へのご回答をありがとうございました。いただきましたご回答書は、公開質問書とともに、当会議ホームページに公開致しました。

ご回答書の内容を当会議として検討致しました結果、以下に示しましたとおり、貴学会のお考えに対する当会議の見解とお考えの根拠に関する質問、および再度ご回答のお願いをお送りすることと致しました。

コレステロール値の総死亡への影響に関する貴学会の考え方に対する当会議の見解

低コレステロール値と癌に関する貴学会のお考えの根拠に関する質問

当会議からの質問に対する再度ご回答のお願い

以上の3点につきまして、10月31日までに書面にてご返事をくださいますよう、お願い申し上げます。

なお前回同様、いただきましたご返事は、当会議ホームページにて公開させていただきますいと存じますので、その旨ご了承ください。

コレステロール値の総死亡率への影響に関する貴学会の考え方に対する当会議の見解

私どもが「公開質問書」において、種々の疫学研究データから「日本人では総コレステロール値が220～260 mg/dLの人がもっとも長生きであると予測される」と指摘し、220 mg/dL以上を高コレステロール血症としている設定根拠等を伺ったのに対し、ご回答書において、貴学会は“動脈硬化性疾患の予防医学を学問的に追及している学会”であるとされ、“なぜコレステロールが高いと動脈硬化になるかというメカニズムとその対策を科学的に行うための手段を研究してきたのが動脈硬化学会”であり、“コレステロールレベルをコントロールして直接寿命のコントロールを行うことなどあり得ません”と書かれています。これは「動脈硬化さえ予防できればよいのであって、疫学研究等により明らかに

なっているコレステロール値と癌や総死亡との関連については関知しない」ともとれる内容です。その活動により国民の健康に寄与すべき専門学会としては、「動脈硬化のメカニズムとその対策を科学的に行う手段を研究する」のみならず、疫学研究の視点も含めて、発癌や総死亡への影響を視野にいたした研究とその評価を行うことが求められているのではないのでしょうか。このような観点からしますと、貴学会の考え方は、少なくとも、国民の健康を総合的に考える姿勢ではないと考えます。専門学会としての社会的責任については、どのようにお考えでしょうか。この点に関するご回答をいただきたいと存じます。

「低コレステロールの結果としての癌増加はない」とする主張の根拠を具体的にお示しください。

コレステロール値が低い人では癌死亡率が高いという疫学研究データに関して、ご回答の中では“コレステロールが低下したことが原因で先に述べたような重篤な病気が発生する等ということは決してあり得ないことです。重篤な病気があるからコレステロールが低下するのです”、また“コレステロールが高いところで癌死亡率が低いというデータがあるとしても、コレステロールが死亡を決めているのではなく癌の発生がコレステロール値に影響しているからなのです”と結論づけておられます。

しかし、コレステロールと癌や総死亡との関連に関する、多くの疫学調査では、この点に配慮した（すなわち、すでに癌があるために低コレステロールになっていた人のデータは除いて分析した）調査がなされており、また、コレステロール低下剤の臨床試験結果の中には、コレステロール低下剤使用により癌が増えたとする結果が示されているものもあります。さらに、動物実験でも、コレステロール低下剤投与により癌が有意に増加したという報告も出されています。「あくまでも、低コレステロールの原因としての癌発生はあるが、低コレステロールの結果としての癌増加はない」とする貴学会の主張について、それを裏付ける根拠をお示しください。

公開質問書の各質問に対するご回答を再度、お願い致します。

当会議からの公開質問書では、1．高脂血症の診断基準値 2．脂質管理目標値について、それぞれの設定根拠、および3．ガイドラインの作成プロセス、の3点について質問致しました。しかしご回答書においては、これらに対する具体的なご回答をいただけませんでした。再度、公開質問書（訂正版）をお送り致しますので、各質問にご回答をくださいますよう、再度お願い致します。

なお、9月7日付けで公開質問書の訂正についてのご連絡をお送り致しました。上記のとおり、改めて公開質問書（訂正版。訂正箇所アンダーライン付き、別添部分に該当箇所あり）を同封致しますのでご査収ください。